

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を
改正する規則

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条第9項及び第10条」を「第9条第10項、第10条第13項及び第12条」に改める。

第13条を第16条とする。

第12条中「ときは」の次に「、教育委員会が別に定める場合を除き」を加え、同条を第15条とする。

第11条第1項中「時間額パートタイム会計年度任用職員」の次に「(以下単に「時間額パートタイム会計年度任用職員」という。)」を加え、「100分の130」を「100分の122.5」に改め、「得た額」の次に「(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加え、同条第2項中「その基準日」を「の基準日」に改め、「基本報酬」の次に「(条例第5条の規定により支給された基本報酬については、同条第2項の規定により常勤職員の例によって給与の全額が支給される期間に係るものに限る。)」を加え、同条を第12条とし、同条の次に次の2条を加える。

(勤勉手当を支給しない会計年度任用職員)

第13条 市規則第10条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者には勤勉手当を支給しない。

- (1) 第10条第1項各号（第3号及び第4号を除く。）に掲げる者
- (2) 基準日において任用期間が6か月未満である者
- (3) 基準日において市規則第10条第1項第4号に掲げる職員に該当する者
- (4) 基準日以前6か月の全期間にわたって勤務した日がない者

2 第10条第2項の規定は、前項第2号の任用期間について準用する。

3 堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第15条第2項（第3号、第4号、第7号、第12号及び第13号を除く。）の規定は、前項において準用する第10条第2項ただし書の規定による任用期間の通算について準用する。この場合において、同規則第15条第2項第8号中「条例第31条」とあるのは、「堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第48号）第13条」と読み替えるものとする。

(勤勉手当の額等)

第14条 時間額パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、市規則第10条第3項の規定にかかわらず、勤勉手当基礎額に同条第9項及び第11項に規定する職員の勤務成績による割合（第3項において「成績率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- 2 第12条第2項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。
- 3 市規則第10条第9項及び第11項に定めるもののほか、会計年度任用職員のうち堺市教職員の人事評価に関する規則（平成29年教育委員会規則第10号）の適用を受ける者の勤勉手当の成績率について必要な事項は、同条第12項の規定にかかわらず、教育委員会が別に定める。

第10条第1項第3号中「(教育委員会が指定する者を除く。)」を削り、同項第4号中「第9条第1項第4号」の次に「又は第5号」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間に相当する期間)

第11条 市規則第9条第8項の規定は、堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）第28条第2項において読み替えて適用する同条例第7条第1項に規定する教育委員会規則で定める勤務した期間に相当する期間について準用する。

附則第9項中「第11条第1項に規定する」を削り、「第11条第2項」を「第12条第2項」に、「第11条第1項の」を「第12条第1項の」に改め、同項を附則第11項とし、附則第8項を附則第10項とする。

附則第7項の前の見出しを削り、同項を附則第9項とし、同項の前に見出しとして「(継続職員の特例)」を付する。

附則中第6項を第8項とし、第5項を第7項とする。

附則第4項の前の見出しを削り、同項を附則第6項とし、同項の前に見出しとして「(堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正に伴う経過措置)」を付する。

附則第3項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(継続職員の給与に関する経過措置)」を付し、同項の次に次の2項を加える。

- 4 前項の規定に基づき基本報酬の支給を受ける者に対する第12条第1項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の130」とする。

- 5 第13条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる者以外の者で、附則第3項の規定に基づき基本報酬の支給を受けるものには勤勉手当を支給しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)
- 2 堀市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。
第5条中「及び第28条第2項」を削る。